

令和7年度磐田市職員健康増進事業実施業務要求水準書

1 業務目的

既存事業である「磐田市職員健康の日（別紙①）」の一部として、身体機能の測定等および運動指導を実施することにより、職員の健康意識を高め、職員の健康増進による業務効率の向上を目的とする。

2 対象者

正規職員 100 人（見込み）

3 業務期間

契約の日から令和8年3月31日までの期間内とする。

4 業務内容

(1) 職員を対象とした身体機能測定および運動指導

① 職員の身体機能の測定および本人へのフィードバック

- ・年2回、職員の身体測定を実施し、本人へ測定結果を通知する。なお、磐田市職員課（以下「委託者」と言う。）と受託者の協議のうえ、測定内容を変更できるものとする。
- ・職員の筋力や身体能力のバランスを鑑みて、簡単に取り組める運動を紹介または指導を実施する。

② 実施時期は、別途協議の上、決定する。

(2) 集団分析

- ① 結果に基づき集団ごとの集計・分析を行い、結果については図表等により、わかりやすく示したものであること。
- ② 全体及び集団ごとの現状分析結果と共に職場環境改善に対する提案もされていること。
- ③ 集計・分析を行う集団の単位は、市全体、部相当の組織（約12組織）、課相当の組織（約60組織）を基本とする。なお組織数については変動することがある。
- ④ ③に加え、職種別、年代別、男女別等のクロス集計を行うものとする。クロス集計等の方法については、契約時に委託者と受託者で協議して決定する。

(3) 職員の健康改善プランの提案および実施

(4) 結果記録の保存

本業務で収集された測定・分析結果等のデータは業務期間終了後5年間保存すること。

提案にあたっては、具体的な方法及びセキュリティについて提示すること。

5 受託者の遵守事項

受託者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 受託者は、業務の実施にあたって関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務について知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。業務が終了した後についても同様とする。

- (3) 事業を継続するにあたり、業者が変更となった場合、滞りなく引き継ぎが行えるようにすること。また、業務終了後も市から要望があった際はデータを提出すること。
- (4) 受託者は、業務の詳細について常に市と連絡をとり、十分な打合せをして、業務の目的を達成しなければならない。

6 特記事項

- (1) 本委託業務により得られた成果品（電子データ含む）は、本市に帰属するものとする。
- (2) 業務執行にあたって、問題が生じた場合や取り決めのなされていない内容については、委託者と受託者が協議して決定する。